

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等
……(戦略政策情報推進本部ICT推進部企画課)……
- 建築基準法による道路位置の指定
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……
- 開発行為に関する工事完了 (二件) ……
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 ……
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……
- 土地収用法による収用の裁決手続開始 ……
……(東京都収用委員会)……
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定 ……(水道局)……
- 公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等 ……(下水道局)……
- 令和二年度危険物取扱者保安講習の実施 ……(東京消防庁)……

告示

● 東京都告示第九十九号
知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利

用に関する規則 (平成十六年東京都規則第三百一号) 第三条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成十六年東京都条例第四百七十七号) を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子化開始日及び対象手続等の名称を告示する。

令和三年二月八日

東京都知事 小池 百合子

根拠となる条例等の名称	条項	電子化開始日	対象手続等
東京都都税条例 (昭和二十五年東京都条例第二十五号)	附則第十五条第一項及び第三項	令和三年二月八日	固定資産税の減額に係る申告 (地方税法 (昭和二十五年法律第二十六号) 附則第十五条の七第一項又は第二項に規定する認定長期優良住宅に係るものに限る。)

● 東京都告示第百号
建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和三年一月二十五日

東大和市芋窪 延長 六丁目千三百八十九番一及 幅員 四・〇〇

一部、同番四、同番五の一部 並びに同番六

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市柚木町一丁目百六十五番三及び百六十七番一

西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

武蔵村山市榎二丁目三十一番

東大和市上北台一丁目四番

一、同番二及び同番四から同番六まで
 地の十七
 株式会社クライスコーポレーション
 代表取締役 丸身 忠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市中原一丁目十八番 武蔵村山市中央三丁目二十五の二番地
 同番五十九及び同番五十一 波多野安雄

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年二月八日から四月以内に東京都産業労働

局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和三年二月八日

東京都知事 小池 百合子

一	店舗名	アトレ品川
二	店舗所在地	港区港南二丁目十八番一号
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ウエルカムほか十四名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ウエルカムほか十四名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	メーカーズシャツ鎌倉株式会社ほか一名
八	変更前の小売業者の代表者名	貞末 民子（メーカーズシャツ鎌倉株式会社）ほか
九	変更後の小売業者の代表者名	貞末 奈名子（メーカーズシャツ鎌倉株式会社）ほか
十	変更日	令和二年四月三十日ほか
十一	届出日	令和二年十二月二十一日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十三	縦覧期間	令和三年二月八日から同年六月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	アトレ大井町
二	店舗所在地	品川区大井一丁目二番一号ほか
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社成城石井ほか五十五名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社成城石井ほか五十一名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ヴィ・ド・フランスほか十一名
八	変更前の小売業者の住所	渋谷区代官山町八番十三号代官山ハマダビル（株式会社ルピシア）ほか
九	変更後の小売業者の住所	北海道虻田郡二セコ町字元町四百三十六番地二（株式会社ルピシア）ほか
十	変更前の小売業者の代表者名	村上 知義（株式会社ヴィ・ド・フランス）ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	神崎 朗（株式会社ヴィ・ド・フランス）ほか
十二	変更日	令和二年十月一日ほか
十三	届出日	令和二年十二月二十一日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十五	縦覧期間	令和三年二月八日から同年六月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	アトレ大森
二	店舗所在地	大田区大森北二丁目六番十六号
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社東急ストアほか七十名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社東急ストアほか六十六名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社日本橋屋長兵衛ほか十四名
八	変更前の小売業者の住所	山口県山口市佐山七百十七番地一（株式会社ユニクロ）ほか
九	変更後の小売業者の住所	山口県山口市佐山一万七百十七番地一（株式会社ユニクロ）ほか
十	変更前の小売業者の代表者名	岡田 憲明（株式会社日本橋屋長兵衛）ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	岡田 晃佳（株式会社日本橋屋長兵衛）ほか
十二	変更日	令和二年十月十五日ほか
十三	届出日	令和二年十二月二十一日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十五	縦覧期間	令和三年二月八日から同年六月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和3年2月8日

東京都収用委員会
会長 加々美 光子

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第120号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和3年1月29日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都墨田区 墨田三丁目	1162番24	宅地	m ² 32.62	m ² 32.62	m ² 32.62	齊藤文子 （持分 130309分の90519） 齊藤曜将 （持分 130309分の39790）	東京都台東区池之端 四丁目19番18号 東京都台東区池之端 四丁目22番4-304号 ディーグランセ池之端二段坂	三葉不動産株式会社	東京都墨田区墨田 三丁目31番9号	借地権

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和三年二月八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
一〇一八	アスライン株式会社	丸山 祥吾	清瀬市中里三丁目九百七十二番地十九	令和三年一月二十日
一〇一八	丸大設備	久保田大輔	目黒区五本木二丁目十番六号	同日
一〇一八	株式会社 Water Eat	笹尾有香子	板橋区常盤台一丁目三十八番三号 アクアコート常盤台一〇一	同日
一〇一八	株式会社 日光建設	志田 晃	大田区東糀谷四丁目十一番三三〇四号	同日
一〇一八	株式会社 大松商会	松田 知子	品川区東中延一丁目十二番二十三号	同日
一〇一八	株式会社 アクアシステム	堀井 賢治	世田谷区粕谷三丁目十四番十三号 一〇一	同日

一〇一八 株式会社 NSK 橋府 裕康 稲城市百村千六百一番地の四サザン稲城三〇一

一〇一九 トラスト 合同会社 島村 健太 立川市錦町一丁目四番二十号TS Cビル六階

一〇一九 ユウキ水道 玉木 優佑 葛飾区西水元六丁目四番九号

一〇一九 株式会社 齊藤設備 齊藤 和也 埼玉県入間市上藤沢二百四番地六

一〇一九 清水工務店 清水 雄吾 大田区大森南二丁目三番九号

公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等について

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第六項において準用する同条第一項の規定に基づき、公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令(昭和三十四年政令第四十七号)第三条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告の日から二週間以内に、東京都下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

令和三年二月八日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

- 一 事業計画の名称 東京都公共下水道
- 二 事業計画を変更しようとする予定処理区域

区	指定区域
千代田区	飯田橋一丁目、飯田橋二丁目、飯田橋三丁目及び飯田橋四丁目各地先
中央区	日本橋一丁目地先
港区	白金一丁目、白金二丁目、白金三丁目、白金四丁目、白金五丁目、白金六丁目及び高輪二丁目各地先
新宿区	榎町、弁天町、早稲田鶴巻町、早稲田町及び早稲田南町各地先
文京区	大塚三丁目及び小石川五丁目各地先
墨田区	菊川一丁目、菊川二丁目、菊川三丁目、墨田五丁目、立川一丁目、立川二丁目、立川三丁目、立川四丁目、堤通二丁目、本所四丁目、横川二丁目及び横川三丁目各地先並びに立川四丁目地内
江東区	海の森一丁目、海の森二丁目、大島九丁目、南砂四丁目、南砂六丁目、森下一丁目、森下二丁目、森下三丁目及び森下四丁目各地先並びに青海二丁目、海の森二丁目及び新砂三丁目各地内
品川区	荏原五丁目、小山五丁目及び小山六丁目各地先
大田区	令和島一丁目及び令和島二丁目各地先並びに大森南五丁目及び昭和島二丁目各地内
世田谷区	大蔵一丁目、上用賀六丁目、砧一丁目、砧二丁目、砧公園、豪徳寺二丁目、桜丘四丁目及び宮坂一丁目各地先
渋谷区	恵比寿一丁目、恵比寿二丁目、恵比寿三丁目、恵比寿四丁目、猿樂町、渋谷三丁目、代官山町、東一丁目、東二丁目及び東三丁目各地先
中野区	江古田三丁目及び江原町二丁目各地先
杉並区	久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、堀ノ内一丁目及び和田一丁目各地先
豊島区	上池袋一丁目地先

<p>荒川区 東尾久七丁目地内</p> <p>板橋区 赤塚三丁目、赤塚新町三丁目、成増一丁目、成増二丁目、成増三丁目及び成増五丁目各地先</p> <p>練馬区 豊玉北一丁目、豊玉中一丁目及び豊玉南一丁目各地先</p> <p>足立区 千住曙町、千住河原町、千住関屋町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目及び宮城一丁目各地先並びに千住関屋町、中川五丁目及び宮城二丁目各地内</p> <p>葛飾区 小菅一丁目、小菅三丁目及び堀切一丁目各地内</p> <p>江戸川区 小松川一丁目及び臨海町一丁目各地先並びに小松川一丁目、東小松川四丁目、平井三丁目、臨海町一丁目及び臨海町六丁目各地内</p> <p>三 工事の着手年月日及び完成予定年月日 着手年月日 昭和三十二年四月一日 完成予定年月日 令和六年三月三十一日</p> <p>四 意見の申出先 東京都下水道局計画調整部事業調整課（東京都庁第二本庁舎二十八階） 電話番号 ○三(五三三〇)六五八七</p> <p>令和2年度危険物取扱者保安講習の実施について</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。</p> <p>令和3年2月8日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>1 講習区分及び受講対象者</p>		
	<p>(1) 講習区分 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石炭法」という。）に規定する特定事業所の危険物施設</p> <p>(2) 受講対象者 石炭法に規定する特定事業所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者又は同事業所に勤務する危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時 令和3年3月16日（火曜日）午後1時から午後5時まで</p> <p>(2) 実施場所 東京消防庁蒲田消防署 大田区蒲田本町二丁目28番1号</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 令和3年2月10日（水曜日）から同年3月9日（火曜日）まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）</p> <p>なお、講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>4 問合せ先</p>	
		<p>(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）</p> <p>5 その他 受講申請書は、各受付場所にて配布する。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

